

◎2024年度 運輸安全マネジメントに係る情報の公開

*貨物自動車運送事業法 第24条の3 で定める輸送の安全にかかわる情報

トナミ運輸株式会社

項目	詳細																																
1	<p>輸送の安全に関する基本方針</p> <p>当社は、物流を通じ社会に寄与し事業の発展を図ることを経営基本方針としています。私たちは「安全な社会づくり」や「地域社会への貢献」など、お客様の信頼と期待に応え、物流事業者としての「使命」と「社会的責任」を果たしてまいります。</p>																																
2	<p>2023年度 輸送の安全に関する目標及びその状況（結果）</p> <p>*2023年度 目標 = 重大事故『ゼロ』</p> <table border="1" data-bbox="604 618 1311 1061"> <thead> <tr> <th colspan="4">重大事故の発生状況</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>2023年度実績</th> <th>項目</th> <th>2023年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転覆</td> <td>0件</td> <td>健康起因</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>転落</td> <td>0件</td> <td>車輪脱落</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>衝突</td> <td>0件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死傷</td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両火災</td> <td>0件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※自動車事故報告書規定による</p>	重大事故の発生状況				項目	2023年度実績	項目	2023年度実績	転覆	0件	健康起因	0件	転落	0件	車輪脱落	0件	衝突	0件			死傷	1件			車両火災	0件			計	1件		
重大事故の発生状況																																	
項目	2023年度実績	項目	2023年度実績																														
転覆	0件	健康起因	0件																														
転落	0件	車輪脱落	0件																														
衝突	0件																																
死傷	1件																																
車両火災	0件																																
計	1件																																
3	<p>輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統</p> <p>安全管理規定の安全管理組織図に基づき指示命令し、周知徹底を図っている。</p>																																
4	<p>2024年度 輸送の安全に関する目標及び重点取組</p> <p>*2024年度 目標 = 『重大事故ゼロ』</p> <p>◎重点取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆『6つの社内ルール』動画教育で徹底を図る ◆『教育対象者』への継続した安全教育の実施 ◆荷主構内、SA・PAでの後突事故・接触事故の防止と車止め100%実施 ◆デジタルデータ活用による高速道路上での覚低走行の撲滅 ◆安全管理体制の構築（特別指導店、特別指導主管の事故防止の徹底） <p>1.推進取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 遵法の精神、互譲の精神、人命尊重の精神、社内基本ルールの徹底 <ol style="list-style-type: none"> ①ルール教育とドラレコ検証 = 是正指導を繰り返す (2) 『教育対象者』への継続した安全教育の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①確実な安全確認の実施 (3) 法改正に伴う大型トラックの最高速度 90km/hへ変更に伴うリスク回避 <ol style="list-style-type: none"> ①『適正車間距離不足』及び『ふらつき』データから教育指導の実施 ② 覚低の前兆把握と乗務員毎の『居眠り防止対策』を確実に実践 ③ ハイ・ローのビーム切り替えを小まめに行い、危険を早めに察知 (4) 『交通KYT基礎4ラウンド法』から『2ラウンドKYT』に変更し、グループ活動活性化による危険感受性の向上 (5) 「事故防の日」を設定 																																

		<p>(6) 乗務新基準の設定（健康基準＝重大事故回避への取組み）</p> <p>(7) 荷主構内、S A・P Aでの後突事故・接触事故防止</p> <p>① 後退時のマニュアルの徹底（動画教育） 一旦下車周囲の安全確認、両ミラーと目視で安全確認、モニターを活用して停止。不要な後退はしない。</p> <p>② 駐停車時は、必ず車止めを使用（動画教育）</p> <p>③ 出入口付近での一時停止及び安全確認徹底</p> <p>(8) 安全管理体制の構築</p> <p>① 監査指導員による定期安全監査を実施（年2回）“安全最優先”の職場を実現する。</p> <p>② 厳正な点呼執行（体調確認と休憩場所・時間等の明確な指示の徹底）</p> <p>③ 乗務員の健康管理と病気に起因する事故の防止 ・定期健康診断100%受診と診断結果に基づく2次検診の受診指導</p> <p>(9) その他事故防止の取組み</p> <p>① デジタコ・ドラレコの有効活用（基本ルールの徹底と管理指導）</p> <p>② マナーアップの取組み（社内キャンペーン実施）</p> <p>③ トナミホールディングスグループ各社への安全点検と指導実施</p> <p>2.指導体制及び運動の展開</p> <p>① 安全監査指導員による点検指導</p> <p>② 運転適性診断・視力検査車による巡回診断と運転指導</p> <p>③ 特別指導主管支店及び特別指導店の点検指導</p> <p>④ 交通事故撲滅運動の実施（年間3回）</p>																
5	2024年度 輸送の安全に関する 教育実施	<p>1) 一般教育 = 全従業員 社内ルールの徹底</p> <p>2) 実車教育 = 入社3ヶ月迄の乗務員(運転実技の基礎教育拡充)</p> <p>3) 階層別能力向上教育=勤続年数別・年齢別・高齢再雇用者への教育</p> <p>4) 是正教育 = 社則違反者を対象としての教育</p> <p>5) 項目別教育 = 新交通KYT・居眠り事故防止・交差点事故防止・雪道教育・ヒヤリ・ハット事例研究</p> <p>6) 伝道教育 = ベテラン乗務員の経験則から来る運転技術伝道教育（随時）</p> <p>7) 指導者教育 = リーダー研修・チーフトレーナー研修等</p> <p>8) その他教育 = 安全管理担当者教育、夜間公開激励指導による教育</p> <p>9) 2年未満者教育 = 個別面接指導の実施</p>																
6	2023年度 輸送の安全に関する 予算等の実績額	<p>2023年度 (単位/千円)</p> <table border="1" data-bbox="608 1877 1350 2085"> <tr> <td>安全活動及び教育費</td> <td>23,500</td> <td>無事故旅行費用</td> <td>12,500</td> </tr> <tr> <td>無事故表彰報奨金</td> <td>28,600</td> <td>デジタコ・バックカメラ等安全装置</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>熱中症対策等費用</td> <td>2,400</td> <td>事故防止備品その他</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>事故撲滅運動・キャンペーンポスター他</td> <td>300</td> <td>合計</td> <td>75,500</td> </tr> </table>	安全活動及び教育費	23,500	無事故旅行費用	12,500	無事故表彰報奨金	28,600	デジタコ・バックカメラ等安全装置	6,400	熱中症対策等費用	2,400	事故防止備品その他	1,800	事故撲滅運動・キャンペーンポスター他	300	合計	75,500
安全活動及び教育費	23,500	無事故旅行費用	12,500															
無事故表彰報奨金	28,600	デジタコ・バックカメラ等安全装置	6,400															
熱中症対策等費用	2,400	事故防止備品その他	1,800															
事故撲滅運動・キャンペーンポスター他	300	合計	75,500															

7	<p>2023 年度</p> <p>輸送の安全に関する 内部監査結果と措置</p>	<p>1.監査体制</p> <p>①安全統括管理者により選任された内部監査員により監査を実施</p> <p>②安全統括管理者が必要と認め監査を指示した場合は、遅滞無く監査を実施</p> <p>③内部監査において、改善が必要と認められた場合、即刻改善指示とフォロー 点検を実施</p> <p>2.監査結果</p> <p>①通常監査 年 1 回実施（不具合は即是正）</p> <p>②特別監査 必要と認めず実施無し</p>
---	---	---